

氏名 称又 名は	指定居宅サービス事業者
所在地 主たる事務所又は住所の 所	類 居 ス サ ー サ イ ツ の 種
名 称 所 在 地	事 業 行 う 所 居 宅 サ ー サ イ ツ 事 業
	年 月 日 指 定

青森県告示第八百四十一号
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十二月八日

青森県知事
三 村 申 吾

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（保高齢福祉課祉）
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（同）
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（会計管理課）
建設業者の許可の取消し	（上北地県民局）

目次

青森県報

第三千九百三十一号

青森県知事
三
村
申
吾

青森県告示第八百四十一号

株式会社 フルミ	めや 商事 う	株式会社 か	株式会社 か
丁八戸市南類 一七の一家九二	の北上 一北都 一一三 三丁東北 自六町 三四上	弘前市 三丁自六 大字高田 の一二二	弘前市 三丁目六 大字高田 の一高二
介護訪問入浴	訪問介護	用特定 具販売祉	貸福祉用具
戸サホミライ 一一ビムスバフ フルハスル	い業訪問 所介護事 ふれあ	介護 ス活彩サ一 る柏店 モーリツオ	介護サ一ビ ス活彩一オ る柏店 モーリツオ
丁八戸市南類 一七の一家九二	五字上 の上北都 五野字東 八字北北 谷町柏稻 地大盛	幾世が つがる市 柏稻盛	幾世が る市柏稻 盛
"	云 三 一	"	平 一 成

有限会社うめや商事	上北郡東北町上北一丁目三番四号	訪問介護予防	い業訪問介護事業所ふれあい
	上北郡東北町大谷北八字五番五号		三・三・一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ 二百五十一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十一月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額
二千六百九十一万九千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていて判断した仕様に関する調査等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行つた日
平成二十六年十月六日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ティー・ティー・ケー
- 二 代表者の氏名 金濱 智哉
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附三一六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般二二）第一六五一六号
- 五 取消年月日 平成二十六年十一月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成二十六年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所 青森市長島一丁目一番一 森一 県号)	(印刷所 青森市東奥印刷新社 二番七七号)
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	